

「移住体験提供事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

「移住体験提供事業」業務委託

2 目的

佐賀県への移住を促進するため、本県への暮らしに関心がある県外在住者を対象とした、本県の魅力や暮らし易さ、子育て環境の良さ等を伝えるイベントや佐賀を体感するツアーを実施する。

3 本事業の対象者について

本事業の対象者は、本県への暮らしに関心がある首都圏在住者及び福岡都市部(周辺地域も含む)在住者とする。

4 本業務委託の契約期間

契約開始日から平成 30 年 3 月 31 日まで

5 本業務委託の内容

本業務委託の内容は、本事業に係る以下の業務とする。

【情報発信イベント】

(1) 首都圏向け情報発信イベントの実施

ア 企画内容

本県への暮らしに関心がある首都圏在住者が「佐賀へ行ってみたい」と思うような佐賀の魅力を伝えるイベント（佐賀県の暮らしを考えるセミナー等）を開催すること。

イ 開催時期

委託契約締結日から平成 29 年 8 月までの間で、佐賀県と協議のうえ決定すること。

ウ 開催場所

東京都内で開催すること

エ 開催回数

1 回以上とすること。

(2) 情報発信イベントの運営

ア 参加者募集関係

各広報媒体を用いた広報の実施等により参加者の募集を行うこと。

イ イベントの運営

イベントの運営にあたり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去等については、受託者の責任において行い、イベントの記録を取ること。

(3) 情報発信イベント業務の報告

- ・ イベント実施後、応募状況、参加者等を報告すること。
- ・ イベント参加者に対してアンケートを実施し、その集計結果を報告すること。
なお、アンケート内容は、佐賀県と協議して定めること。

【SAGA まるごと体感ツアー（仮称）の実施】

(1) 共通事項

ア 企画目的

首都圏、福岡都市部等に住む移住希望者に対し、実際の住環境の確認や先輩移住者との交流、空き家の見学などを通じて、移住に向けた動機づけと移住に関する不安の解消、移住におけるニーズを実現できるかの確認などを図り、本県を移住先として選択し、「佐賀で暮らしてみたい」と思うような佐賀の魅力を伝えるバスツアーを開催すること。

イ 参加者募集関係

- ・ 本ツアーは、「佐賀で暮らす」ことに関心のある層をターゲットとしていることを踏まえ、参加者の募集方法を工夫すること。
- ・ 広報パンフレット等の作成・配布・各種広報媒体を用いた広報の実施等により参加者の募集を行うこと。
- ・ 受託者は、申込方法や応募条件に関する問い合わせ等に対し、説明を行うこと。
- ・ 募集締切日を設定して参加者募集を行い、応募者多数の場合は抽選により参加者を決定すること。
なお、抽選の結果については、応募者全員に通知すること。

ウ 企画内容

- ・ 本ツアーの企画あつては、佐賀県及び移住コーディネーターと十分に協議すること。
- ・ 通常の観光ツアーでは回らないような、将来的な「さが暮らし」を念頭に置いた体感ツアーとすること。
また、当日限りとならないように移住促進につながりうる独自提案を加えること。
(例：ツアー後の参加者と地域のつながりを創出する工夫など)

- ・ 県内の異なる地域で各ツアーを実施すること。
- ・ 企画の際、受託者において、ツアー実施地域の市町に協力を求め、市町のアイデアを十分生かすように工夫するとともに、準備・実施段階においても市町との連携（空き家見学ツアー等を実施）を取入れた内容とし、誠意をもって対応すること。
- ・ 宿泊付のツアーにおいては、県内在住の先輩移住者や地域おこし協力隊などの移住経験者とツアー参加者との交流会を実施すること。
- ・ 受託者において、ツアーへの協力者に対し、相応の謝金・対価を支払うこと。

エ ツアー実施中の交通手段等

- ・ ツアー参加者に対し、佐賀県内・福岡県内の主要な駅から乗車定員 20 名以上を輸送可能な貸切用のバスを用いて運送等サービス及び関連サービスを提供すること。

また、ツアーを円滑に遂行するため、案内役等を 1 名以上配置すること。

オ 参加料

ツアー参加者に対し実費分の参加費を求めることは差し支えないこととする。ただし、その額は参加者の負担とならないよう本業務の目的に照らし適当なものであるとともに、見積書等に参加費を求めることが分かるように記載すること。

カ ツアーの運営

ツアーの運営にあたり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去等については、受託者の責任において行い、ツアーの記録を取ること。

(2) 首都圏在住者向けツアーの実施

ア 開催回数・規模

1 泊 2 日を 1 回以上、2 泊 3 日の 1 回以上実施することとし、参加規模は各回 20 名程度とすること。

イ 開催時期

平成 29 年 8 月～同年 12 月までの間で、佐賀県と協議のうえ決定すること。

ウ 開催場所

佐賀県内で開催すること。(成田-佐賀往復春秋航空日本便利用)

(3) 福岡都市部等在住者向けツアーの実施

ア 開催回数・規模

日帰りを 2 回以上、1 泊 2 日を 1 回以上実施することとし、参加規模は各回 20

名程度とすること。

イ 開催時期

平成29年8月～平成30年3月までの間で、佐賀県と協議のうえ決定すること。

ウ 開催場所

佐賀県内で開催すること。

(4) ツアー参加者へのアンケート調査

各ツアー参加者に対し、ツアー当日にアンケートを実施し、集計した結果を佐賀県に報告すること。

また、アンケートの内容は、佐賀県と協議のうえ決定すること。

(5) ツアー実施結果の広報

ツアー参加者以外にも移住検討を促す目的で、広報媒体を活用し、ツアー当日の様子等をPRすること。

広報媒体は、広く発信可能な広報媒体を提案すること。

6 本業務委託の業務遂行体制等

(1) プロジェクト管理

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

(2) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ佐賀県と合意すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務委託の実施にあたり、佐賀県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、佐賀県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

7 その他の留意事項

- ・ 委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- ・ ツアーの実施にあつては、旅行業法や旅館業法をはじめ、関係法令に抵触しないよう留意すること。
- ・ 他企業から協賛を受けて業務を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報の提供はしないこと。
- ・ 参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ佐賀県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

8 本業務委託の委託上限額

5, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

9 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

1 0 本業務委託の委託料の支払

完了払い（必要に応じて前金払いができる）

1 1 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定めるほか、企画提案書のとおりとする。